

電気供給業を行う法人の事業税（収入金額課税）について

再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）の固定価格買取制度の実施などにより電気供給を開始した場合は、**電気の供給を始めた事業年度から電気供給業に該当します。**

電気供給業を行う法人の法人事業税は、**各事業年度の収入金額を課税標準とした収入割**により申告していただくことになります。

ただし、令和2年4月1日以後に開始する事業年度においては、電気供給業のうち小売電気事業等および発電事業等を行う法人で、資本金または出資金の額が1億円を超える法人は、収入割と併せて付加価値割と資本割を、それ以外の法人は、収入割と所得割の合算額を申告していただきます。

（地方税法第72条の2、72条の12）

※地方税法で定める電気供給業とは、現に電気を供給している実態のある事業をいい、電気事業法に基づく登録や許可等を要する事業であるか否かを問いません。

（地方税法取扱通知（県）第3章第2節4の9の2）

◎税率について

区分		H26.10.1～R1.9.30 に開始する事業年度		R1.10.1～R2.3.31 に開始する事業年度		R2.4.1 以後 に開始する事業年度		
		法人 事業税	地方法人 特別税	法人 事業税	特別法人 事業税	法人 事業税	特別法人 事業税	
送配電事業		収入割	0.9/100	43.2/100	1.0/100	30.0/100	1.0/100	30.0/100
発電事業 小売電気事業	資本金 1億円超 の法人	収入割	0.9/100	43.2/100	1.0/100	30.0/100	0.75/100	40.0/100
		付加価値割	-	-	-	-	0.37/100	-
		資本割	-	-	-	-	0.15/100	-
	資本金 1億円以下 の法人等	収入割	0.9/100	43.2/100	1.0/100	30.0/100	0.75/100	40.0/100
		所得割	-	-	-	-	1.85/100	-

◎電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合について

	算定方法	算定の詳細
原則	<p>電気供給業（収入金額課税）とその他の事業（所得等課税）の事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれ課税標準額、税額を算定し、それら税額の合算により申告納付してください（通（県）3章4の9の9）。</p> <p>（1）電気供給業</p> <p style="margin-left: 20px;">①送配電事業→収入割</p> <p style="margin-left: 20px;">②小売電気事業・発電事業→収入割（および所得割または付加価値割、資本割）</p> <p>（2）その他事業→所得割（および付加価値割、資本割）</p>	<p>〔二以上の事業部門に共通する収入金額又は経費があるとき〕</p> <p>共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額または共通経費を各事業部門の最も妥当と認められる基準（例：売上金額）によってあん分してください（通（県）3章4の9の5）。</p>

例 外	<p>主たる事業に比較して、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちを含めて、主たる事業の課税方式により課税標準額および税額を算定することができます。（通（県）3章4の9の9）</p>	<p>〔従たる事業の「軽微なもの」の判定〕</p> <p>一般に、当該事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないもの、とされています。なお、附帯事業とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業ならびに、主たる事業の目的を遂行するため、または顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に関連して行われる事業が該当します。（通（県）3章4の9の9）。</p>
-----	---	---

◎課税標準となる収入金額の算定

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{①収入すべき金額の総額} - \text{②控除すべき金額}$$

<p>課税標準となる収入金額</p> <p>原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）であり、電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。主なものは以下のとおりです。（通（県）第3章第2節4の9の2）</p>										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">○各種電灯料収入</td> <td style="width: 50%;">○各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む。）</td> </tr> <tr> <td>○遅収加算料金</td> <td>○せん用料金 ○電球引換料</td> </tr> <tr> <td>○配線貸付料</td> <td>○諸機器貸付料 ○受託運転収入</td> </tr> <tr> <td>○諸工料</td> <td>○水力又はかんがい用水販売代金等の供給雑益に係る収入</td> </tr> <tr> <td>○設備貸付料収入</td> <td>○事業税相当分の加算料金</td> </tr> </table>	○各種電灯料収入	○各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む。）	○遅収加算料金	○せん用料金 ○電球引換料	○配線貸付料	○諸機器貸付料 ○受託運転収入	○諸工料	○水力又はかんがい用水販売代金等の供給雑益に係る収入	○設備貸付料収入	○事業税相当分の加算料金
○各種電灯料収入	○各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む。）									
○遅収加算料金	○せん用料金 ○電球引換料									
○配線貸付料	○諸機器貸付料 ○受託運転収入									
○諸工料	○水力又はかんがい用水販売代金等の供給雑益に係る収入									
○設備貸付料収入	○事業税相当分の加算料金									

<p>①収入すべき金額の総額</p> <p>各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。（通（県）第3章第2節4の9の1）</p> <p>注1）貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。（通（県）第3章第2節4の9の1）</p> <p>注2）自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。（通（県）第3章第2節4の9の3）</p> <p>注3）料金とあわせて収入する消費税（地方消費税含む。以下同じ）の金額は、収入金額に含めません（免税事業者等で消費税として納税しない金額については収入金額に含めてください）。</p>

②控除すべき金額

- ア 国または地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額（法72の24の2①）
- イ 保険金、有価証券の売却収入金額、不用品の売却収入金額、受取利息・受取配当金、需要者等から収納する工事負担金等、電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第16条の賦課金（法施行令22、通（県）3章4の9の6）
- ウ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等（告示S30年29号、S34年46号、S42年55号、H23年379号）
- エ 託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額（法附則9⑧、令附則6の2② 平成12年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- オ 廃炉実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者または一般送配電事業者から交付を受ける廃炉積立金として積み立てる金額に相当する収入金額（法附則9⑨ 令附則6の2⑥ 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- カ 卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合における、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（法附則9⑩ 令附則6の2⑦ 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- キ 特定吸収分割会社または特定吸収分割承継会社間の特定取引を行う場合における相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額（法附則9⑪ 令附則6の2⑧ 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- ク 一般送配電事業者が発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額および原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額（法附則9⑫ 令附則6の2⑨ 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）

◎申告書およびその添付書類について

一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、送配電事業の法人は、第6号様式のほかに次の①～⑥の書類を添付してください。また、小売電気事業等・発電事業等の法人で、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人は、第6号様式（その2）のほかに①～⑬の書類を添付し、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人は①～⑦の書類の添付が必要です。

①	収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）
②	決算書（貸借対照表、損益計算書等）
③	法人税申告書別表4（所得の金額の計算に関する明細書）
④	雑収入明細書
⑤	その他 収入金額（および所得金額）算定の基礎資料等
⑥	欠損金額等及び災害損失金の控除明細書（第6号様式別表9） ※欠損金額等および災害損失金がある場合に提出
⑦	所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）
⑧	付加価値額及び資本金等の額の計算書（第6号様式別表5の2）
⑨	付加価値額に関する明細書（第6号様式別表5の2の2）
⑩	資本金等の額に関する明細書（第6号様式別表5の2の3）
⑪	報酬給与額に関する明細書（第6号様式別表5の3）
⑫	純支払利子に関する明細書（第6号様式別表5の4）
⑬	純支払賃借料に関する明細書（第6号様式別表5の5）

◎収入金額課税に関するQ & A

Q 1 電気供給業を行うために設立した法人ですが、発電施設の建設を行っているだけで、まだ電気供給業を開始していない事業年度の課税はどうなりますか？

A 1 現に電気の供給を開始していない間は、法人事業税における「電気供給業」に該当しません。所得割（資本金1億円超の法人は、付加価値割および資本割を含む）により、申告してください。

Q 2 中間申告は必要ですか？

A 2 収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える法人は、法人税の中間申告義務がない場合であっても、法人事業税・特別法人事業税については必ず中間申告納付をしなければなりません。

Q 3 所得等課税事業と電気供給業を併せて行っている場合、繰越欠損金を控除できるのは所得等課税事業に区分された部分だけですか？

A 3 そのとおりです。所得等課税事業に区分された欠損金のみを、翌期以降の所得等課税事業に区分された所得金額から控除することができます。

Q 4 新しく電気供給業を開始しましたが、異動届は必要ですか？

A 4 事業の変更は届出事項ですので、「法人の異動・変更届出書」によって、その旨を届け出てください。なお、課税標準の計算方法が従前と変更になる場合がありますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

福井県税事務所課税第一課 0776-21-8271

嶺南振興局税務部 課税課 0770-56-2223